

一般社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則

規則第2号

<制定>平成24年10月28日

<改正>令和3年6月20日

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会定款（以下「定款」という。）第10条の規定に基づき、本会の会費等の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第6条第2項に規定する正会員の入会金の額は5,000円とする。

2 入会年度において満30歳を超えない者は入会金を免除する。

(会費)

第3条 定款第5条第1項第1号に規定する正会員の会費は、年間15,000円とする。但し、新規入会者の会費については、初年度に限りこれを年間10,000円とする。

2 入会年度において満30歳を超えない者は当該年度の年会費を免除する。

3 定款第5条第1項第2号に規定する準会員の会費は、年間2,000円とする。

4 定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口2,000円とし、各々1口以上の会費を必要とするものとする。

5 一旦納入された会費は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、これを返還しないものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関する必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第4条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、本会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。